

1 はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という）第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表するものである。

よって、本市教育委員会は、本報告書を作成したものである。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の基本方針

1 目的

本市教育委員会では、毎年「入間市の教育」を策定して、その中で基本理念及び基本方針を定め、その目標に沿った事業を展開している。（P56「令和3年度入間市の教育」抜粋参照）

効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民の皆様に対する説明責任を果たしていくことを目的として、地教行法の規定により、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果について議会に報告するとともに、ホームページに公表するものである。

2 点検・評価方法

①自己評価

毎年策定している「入間市の教育」の政策ごとの各施策について、施策の目標、取り組み状況を明記し、評価基準にそった自己評価を行うとともに今後の方針を明らかにした。

【評価基準】

評 価	基 準	施策平均点
A	大きな効果があることから、引き続き事業を継続していく。	4.5以上
B	一定の効果はあることから、事業を継続していくが、さらに工夫・改良が必要である。	3.5～4.4
C	改善すべき点が多く、期待した効果が見込めないため、事業の大幅な見直し、又は廃止を検討していく。	3.4以下

なお、自己評価を客観的に行うために「点検評価シート」を作成し、令和3年度に実施した施策について、主な事業の実績を明らかにし、これを5段階で評価するとともに、事業評価点数の理由、施策の課題及び改善点を明らかにした。(P31 点検評価シート参照)

②外部評価

自己評価に対して、学識経験者（駿河台大学 平野 和弘 先生 及び 東京家政大学 鵜殿 篤 先生）に外部評価をお願いした。なお、この外部評価については、全体を通じた評価と政策毎の評価をしていただいた。